「この一票 町の未来の かけ橋に」

(令和4年度明るい選挙啓発標語特選作品

東伊豆町議会議員選挙立候補予定者説明会

任期満了に伴う令和5年4月23日執行の東伊豆町議会議員選挙について立候補予定者説明会を下記のとおり 開催いたします。

立候補予定者(又は代理人)は、立候補に必要な書類の配布及び説明をいたしますので、出席してください。

1. 日 時

令和5年3月20日(月)午後1時30分~

2. 場 所

東伊豆町役場 1階 大会議室

3. 説明内容

- ①立候補の届出、選挙公営等について
- ②選挙運動用自動車について (下田警察署)
- ③選挙運動用通常葉書について (伊東郵便局)
- ④その他
- ※参加人員につきましては、1立候補予定者につき3名 以内でお願いします。

お問合せは、東伊豆町選挙管理委員会まで 電話 0557-95-6302 (総務課内)

公職選挙法の一部改正により選挙公営が拡大されました

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日以後にその期日が告示される町村の選挙から適用されました。

法律の主な改正概要は次の3点です。

① 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

- (1)選挙運動用自動車の使用
- (2)選挙運動用ポスターの作成
- (3)選挙運動用ビラの作成

これらの費用については、 公費負担の対象となります。

※だだし、有償契約の締結や公費負担の上限額など条件があります。

これまでは、町村の選挙以外の選挙(国・県・市)についてのみ公費負担が適用されていました。

令和 2 年の改正に伴い、東伊豆町でも幅広い人材が立候補できる環境整備を進めるために条例を制定しました。

② 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙についても選挙運動用ビラの頒布が可能 となりました。

※頒布できるビラは2種類を通じて1,600枚までです。

③ 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

選挙公営対象拡大に伴う措置として町村の議会議員選挙についても立候補にあたり、供託金が必要となりました。供託金は15万円*です。

※全国の町村議会議員選挙で統一されています。